



まもろう！いかそう！平和憲法

2026年度入会運動・新聞意見広告運動にご協力を

日本国憲法が施行されて今年で79年になります。

この憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三つの基本原則を掲げています。この基本原則が、79年間、私たちのいのちとくらしを守り続けてきました。

- ◆2026年2月28日に開始された米国およびイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、主権国家に対する武力行使を禁じた国連憲章に明白に違反するものです。高市首相は「世界の平和と繁栄はドナルドしかできない」とトランプ大統領を持ち上げています。
- ◆今年3月にアメリカを訪問した高市首相は、トランプ大統領の「ホルムズ海峡」への艦船の派遣要請に対し、「日本の法律の範囲内でできることと、できないこと」を詳細に説明したと述べました。日本は戦争をしない・加わらないことが「憲法9条」に明記されているからにはかなりません。
- ◆自民党と日本維新の会連立合意書には、「緊急事態条項について26年度中に条文案の国会提出を目指す」とされており、今後憲法改悪の動きが激しくなります。
- ◆日本の防衛費は、2026年度当初予算で9兆円を突破します。この額は、国土交通省予算の約1.5倍にあたります。2025年度は、補正予算により合計約11兆円（GDP比で2%超）となっています。防衛費の増強よりも、国民生活に目を向けた政治が必要です。
- ◆私たちのいのちとくらしを守り続けるために、今年度の入会運動を実施いたします。皆さまがたの、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◆別紙申込書に必要事項を記入し、2026年度会費（新聞意見広告協賛金含む）1口1,000円以上を添えてお申し込みください。
- ◆8月15日の県内紙朝刊（1社）に意見広告を掲載し、憲法をまもりいかすことをアピールします。
- ◆昨年同様、個人名を掲載します。
- ◆第1次集約日を6月30日、最終集約日を7月15日とします。
- ◆口座振込をご利用の場合は、ホームページをご参照ください。

日本国憲法

（1946年11月3日制定、1947年5月3日施行）

◇日本国憲法前文（抜粋）

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…恒久の平和を念願し…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

◇第9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



「憲法 いかす 福島」で検索



憲法をいかにする福島県民の会

事務局 〒960-8105 福島市仲間町4番8号（福島県平和フォーラム内）
TEL:024-522-6101 FAX:024-522-5580
HP <http://kenpou-ikasu-fukushima.com/> E-mail fukushima@f-kenpou.com

呼びかけ人代表（五十音順）

鎌倉 孝夫（東日本国際大学名誉教授）	神田 香織（講師）
佐藤 恒晴（元衆議院議員）	瀬戸 禎子（福島県平和フォーラム共同代表）
高橋 哲哉（東京大学名誉教授）	角田 政志（福島県平和フォーラム共同代表）
二瓶由美子（元桜の聖母短期大学教授）	藤野美都子（県立福島医科大学特任教授）